

さっぽろヒグマ基本計画推進協議会設置要綱

令和5年12月19日
環境局長 決 裁

(目的)

第1条 さっぽろヒグマ基本計画2023（以下「基本計画」という。）の進行管理と取組実践にあたり、様々な立場から本計画の方向性に沿った札幌市のヒグマ対策を協議するため、さっぽろヒグマ基本計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べ、または必要に応じて具体的な働きかけを行うものとする。

- (1) 札幌市におけるヒグマ対策及び基本計画の進行管理に関すること。
- (2) ヒグマ対策に関する侵入抑制策や意識醸成に関すること。
- (3) 基本計画の改定のほか必要な実施計画等の策定に関すること。

(構成)

第3条 委員は、大学等研究機関においてヒグマを専門に研究する者、札幌市及びその周辺におけるヒグマの出没状況を熟知する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 協議会委員は、6人以下とする。

(オブザーバー)

第4条 協議会には、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第5条 任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、令和5年12月に委嘱する委員については、令和8年3月31日までとする。また、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長・副会長)

第6条 協議会には、会長及び副会長を1名ずつ置くものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(部会)

第7条 協議会が必要と認めたときは、協議会内に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 部会には原則部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 5 臨時委員は、部会において協議すべき事項が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(会議)

第8条 環境局環境管理担当部長は、必要に応じて協議会を招集する。

- 2 環境局環境管理担当部長が特に必要があると認めるときは、委員は他の者を代理出席させることができる。
- 3 協議会は、原則公開とする。ただし、協議内容に個人情報が含まれるとき、または環境局環境管理担当部長がヒグマ対策を進めるうえで公開に適さない事項が含まれると認めるときは、この限りでない。

(意見の徴取)

第9条 委員長が特に必要があると認めるときは、協議会に、委員・オブザーバー以外の者の出席を求め、資料の提出を受け、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第10条 委員及び臨時委員が会議に出席したときは、謝礼を支給することができる。

- 2 謝礼の額は、札幌市特別職の職員の給与に関する条例第2条第2項に定める「その他附属機関の委員」の報酬日額に準ずるものとする。
- 3 前2項の規定は、第8条第2項により代理出席した者に準用する。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課が行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、環境局環境管理担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月19日から施行する。